

日本高等教育評価機構

# 自主的な質保証機能を高める 評価システムへ

伊藤敏弘 財団法人日本高等教育評価機構 評価事業部 部長

## 第一期の振り返りと課題

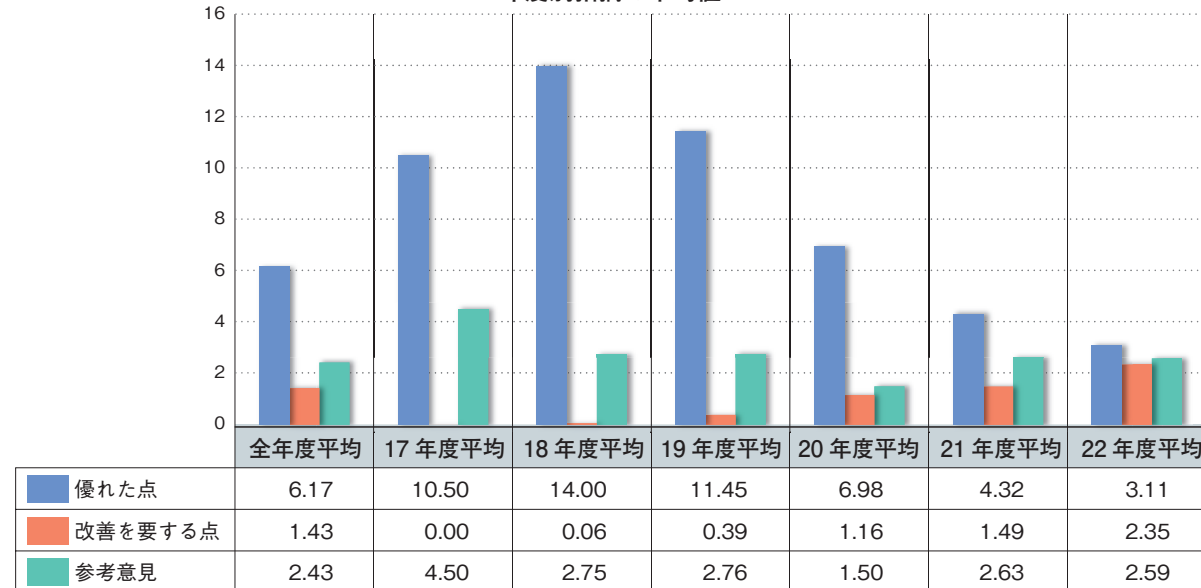
平成16年度に導入された認証評価制度は、昨年度の平成22年度に機関別認証評価の最初の7年間である第一期が終了した。日本高等教育評価機構(以下、評価機構)は、平成17年に文部科学大臣から認証され、6年間で272大学の評価を実施した。これはボランティア(自発的)とピアレビュー(同僚評価)の精神に基づく評価員の献身的な協力のおかげである。

第一期の評価結果は、272大学中、251大学が認定、20大学が保留(うち5大学はすでに再評価を受け、認定)、1大学が不認定であった。下表は1大学における年度別指摘数の平均値である。優れた点としての評価は、平成17、18、19年度と7年間のうち比較的早い段階で評価を受けた大学に対する評価が高かった。反対に、改

善を要する点の指摘は平成20年度以降毎年増え続けており、第一期の後半に評価を受ける大学に対する指摘が多かった。特に、人材養成目的の明示や成績評価基準の明文化など、平成20年度に新しく施行された大学設置基準に関連した指摘も多くみられた。

世界の先進諸国と比べて遅れてスタートした日本の認証評価ではあるが、全大学が認証評価を受けたという意味では、大きな一歩を踏み出したといえる。しかしながら、自己点検・評価が、認証評価機関に対して現状をいかにうまく説明するかという評価報告書の作成に力が注がれた大学も多くみられた。本来は認証評価を契機として大学の自己改善を促すことが目的であったものが、認証評価及びその結果自体が目的となってしまった。つまり、大学は、改善のためのPDCA(計画-実行-評価-改善)マネジメントサイクルのうち、

年度別指摘の平均値



PDCまでは義務的に実施したが、評価後のA(改善)に結びついたかどうかは疑問が残る。また、自己点検・評価の内容もエビデンスに基づかない主観的な説明が多かった。

## 新評価システムの変更ポイント

評価機構では、これらの反省を踏まえて、平成24年度から新しい評価システムをスタートさせる。変更の大きなねらいは、大学の自己点検・評価の実施状況を評価することによって、大学の自主的な質保証機能を高めることである。変更のポイントは3つあり、①内部質保証のための自己点検・評価の実質化②評価の効率化と簡素化③個性・特色を生かした機能別分化である。

具体的には、大学の質を保証するのは、第一義的に大学にあるという観点から、評価機構が求める要求を満たしているか否かの判定は大学自身が行うこととした。評価機構はその自己判定が根拠に基づく正当なものであるかどうかを検証する。また、自己点検・評価における客観性と透明性を確保する観点から、自己判定の理由をエビデンスに基づき簡潔に記述するよう大学に求めることとした。

評価機構が設定する評価基準は、11の基準を定めていたが、簡素化という観点から基本的・共通的な4つの基準(基準1「使命・目的」、基準2「学修と教授」、基準3「経営・管理と財務」、基準4「自己点検・評価」)に限定した。また、この4つの基準以外に、大学が使命・目的で掲げ、

## 評価基準新旧対照表(案)

11 基準	
基準 1	建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的
基準 2	教育研究組織
基準 3	教育課程
基準 4	学生
基準 5	教員
基準 6	職員
基準 7	管理運営
基準 8	財務
基準 9	教育研究環境
基準 10	社会連携
基準 11	社会的責務



4 基準	
基準 1	使命・目的等
基準 2	学修と教授
基準 3	経営・管理と財務
基準 4	自己点検・評価

評価機構が定める評価基準は、大学として基本的・共通的な最小限のものであります。自己点検・評価を行う場合には、大学が個性・特色として重視している領域(例えば、国際協力、社会貢献、研究活動等)に関しては、大学が独自に基準及び基準項目を設定することが求められます。

個性・特色として重視している領域については、大学が独自に基準及び基準項目を設定し、自己点検・評価することを求める予定である。現在、複数の大学の協力を得て試行評価を実施し、最終調整を行っているところである。

## 各大学に求められること

大学に求められることは、PDCA マネジメントサイクルの実施による内部質保証である。これを機能させるためには大学の使命・目的等を具体的に明示する必要がある。理想的かつ長期的展望に立った目標設定も当然ながら必要であると考えられるが、中期の具体的かつ実行可能な計画の策定が不可欠であり、それに対する不断の評価と改善努力が望まれる。

## 今後の課題

認証評価は、7年以内ごとに実施する機関別評価と5年以内ごとに実施する専門職大学院に対するプログラム評価が同時並行で実施されている。よって、例えば、専門職の独立大学院大学は、機関別評価とプログラム評価の両方を受審しなければならない。昨年度、評価機構では、1つの専門職大学院に対して、機関別評価と専門職大学院評価を同時期に実施した。プログラム評価の方が、教育課程や教員についてより詳細な資料等を求めて評価したが、想定した通り評価結果の内容は機関別とプログラム別ともさほど変わりがなかった。

法令で定められているので別々に行う必要があるが、これでは労力とコスト面での負担ばかり過大になるだけで、効率的とはいえない。今後は、これらの経験を踏まえてプログラム評価と機関別評価のあり方について、実施機関や期限を含めて検討が求められる。